

## II 各業務の概要

### 1 競技会実施要項作成業務（冬季大会）

県、会場地市町村及び県競技団体は、競技会実施要項及び各競技別実施要項について、日本スポーツ協会及び中央競技団体と調整を図りながら作成する。

#### 1 業務の概要

業務名	内 容	中央競技団体	県	会場地市町村	県競技団体
競技会実施要項（案）の作成	県は、競技会実施要項（案）を作成し、日本スポーツ協会国体委員会の承認を受ける。		◎		
各競技別実施要項（案）の作成、取りまとめ	① 作成の説明 県は、各競技別実施要項について、会場地市町村に対して作成を依頼する。依頼にあたっては、作成目的、作成方法、記載内容、作成計画、規格等を内容とする作成要領を会場地市町村へ提示する。		◎		
	② 案の作成 会場地市町村は、県が提示する作成要領に基づき、県競技団体と協議の上（県競技団体は中央競技団体と協議）、各競技別実施要項（案）を作成し、県へ提出する。	○		◎	○
	③ 取りまとめ 県は、会場地市町村が作成した各競技別実施要項（案）を取りまとめる。		◎		
競技会実施要項の作成	県は、会場地市町村が競技団体と調整し作成した各競技別実施要項（案）と、その他要項及び総則部分を競技会実施要項（案）として取りまとめ、日本スポーツ協会へ提出し、国体委員会の決定を経て、競技会実施要項を配布する。		◎		

#### 2 業務推進上の留意点

- (1) 会場地市町村は、各競技別実施要項作成にあたっては、中央競技団体及び県競技団体と十分協議の上、配布形態等について決定することとし、可能な限りホームページへの掲載等の簡素効率化を図ること。

<参考>

#### 1 国民体育大会開催基準要項（令和元年6月13日第54次改定）※抜粋

26 本則第26項（実施要項に記載する内容）  
大会で実施する正式競技、公開競技及び特別協議の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9号で定める。

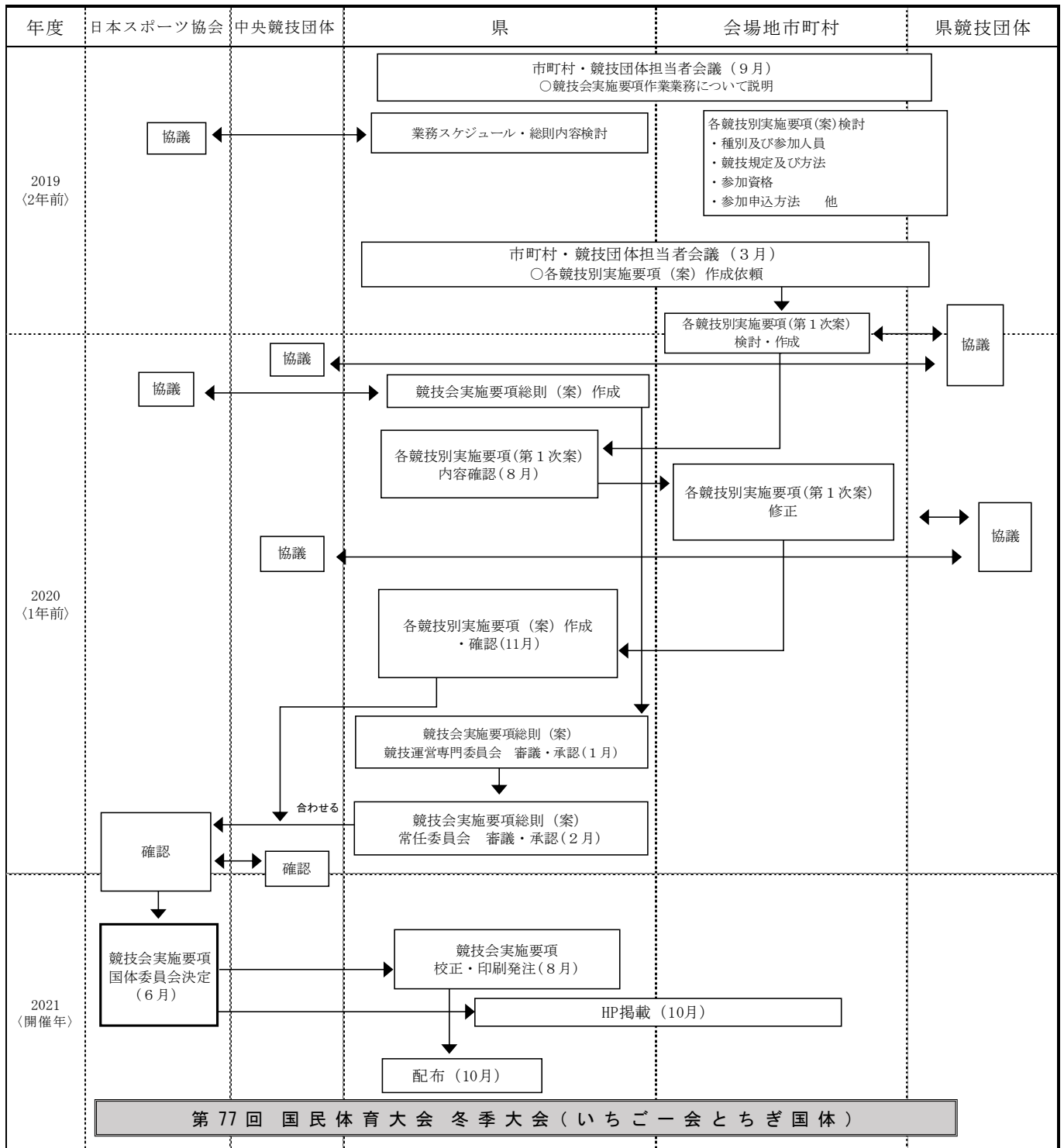
#### 2 国民体育大会開催基準要項細則（平成31年4月1日改定）※抜粋

9 本則第26項（実施要項に記載する内容）

(2) 各競技実施要項

- 1) 期日
- 2) 会場
- 3) 種別（種目）及び参加人員
- 4) 競技上の規程及び方法
- 5) 予選方法
- 6) 参加資格等
- 7) 成績採点方法
- 8) 表彰の方法
- 9) 参加申込方法
- 10) 参加上の注意
- 11) その他

いちご一会とちぎ国体 冬季大会 競技会実施要項作成業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。